平成２２年（フ）第１３９号
群馬県桐生市相生町２丁目637番地の１　県営Ｂ棟1201号
債務者　黒澤　知史
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１４３号
群馬県みどり市笠懸町鹿4632番地３　中島ハイツ203
債務者　新井　　健
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１４６号
群馬県桐生市巴町２丁目５番地の５　野口マンション104
債務者　冨田　和也
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１４７号
群馬県桐生市巴町２丁目５番地の５　野口マンション104
債務者　冨田みゆき
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１５２号
群馬県みどり市笠懸町鹿4159番地15　フロマージュＡ101
債務者　堀越　丈満
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１２２９号
埼玉県桶川市末広３丁目16番21号
債務者　中村紀代美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５４号
埼玉県新座市新堀３丁目５番３号　コーポレート清瀬駅南３号棟507号、住民票上の住所埼玉県新座市新堀３丁目４番20号　フローレンス清瀬406号室
債務者　小島　悟郎
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５５号
埼玉県新座市新堀３丁目５番３号　コーポレート清瀬駅南３号棟507号、住民票上の住所埼玉県新座市新堀３丁目４番20号　フローレンス清瀬406号室
債務者　小島　里美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５９号
埼玉県川口市大字安行慈林826番地の４　アライハイツ２号室
債務者　中東　祐二
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１１号
さいたま市緑区大字大間木431番地９　フラワーハイツ201号室、旧住所さいたま市緑区大字中尾1274番地１　タケヤマハイツＪ201
債務者　野口　君江（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２１号
さいたま市岩槻区東町１丁目２番４号
債務者　高橋味由貴
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
石川県加賀市山代温泉38の74番地の１
債務者　才鴈　成一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５１９号
山梨県南アルプス市山寺1150番地　雇用促進住宅２―507
債務者　秋山身和子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
山梨県甲府市下飯田２丁目８番31号レジデンス西山305
債務者　上條　恵美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
山梨県甲府市塩部３丁目９番20号
債務者　小池　勝夫
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
山梨県南アルプス市徳永1690　八田団地３号館204号室、住民票上の住所山梨県北杜市須玉町大蔵1221番地
債務者　堤　　秀美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係